意見書案第1号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成31年3月20日

提出者 つくば市議会議員 皆 川 幸 枝

賛成者 つくば市議会議員 ヘイズ ジョン

ッ 大久保 勝 弘

ル 滝 口 隆 一

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。特に多くの人が初婚を迎える30~39歳における賛成・容認の割合は84.4%に上る。

また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務付けている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁した。1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから22年が経過したが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判では見出すことは困難とされ、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねた。しかしながら、今日に至るまで議論が進まない状況にある。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や、事実婚を選択するカップルも少なくない。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、結婚を諦めるなど不都合を被る人が一定数いることも事実である。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務であると考える。

よって、つくば市議会は国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

つくば市議会

(提出先)

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

法務大臣